

国からの情報提供

令和7年11月10日(月)



内閣府 民間資金等活用事業推進室

企画官 山口 陽

1 PPP/PFIの必要性等

2 アクションプランの改定(令和7年6月4日)等

3 内閣府の支援制度等

PPP/PFIの必要性

厳しい社会環境

①生産年齢人口の減少

⇒ 財政状況のひっ迫、行政職員の減少



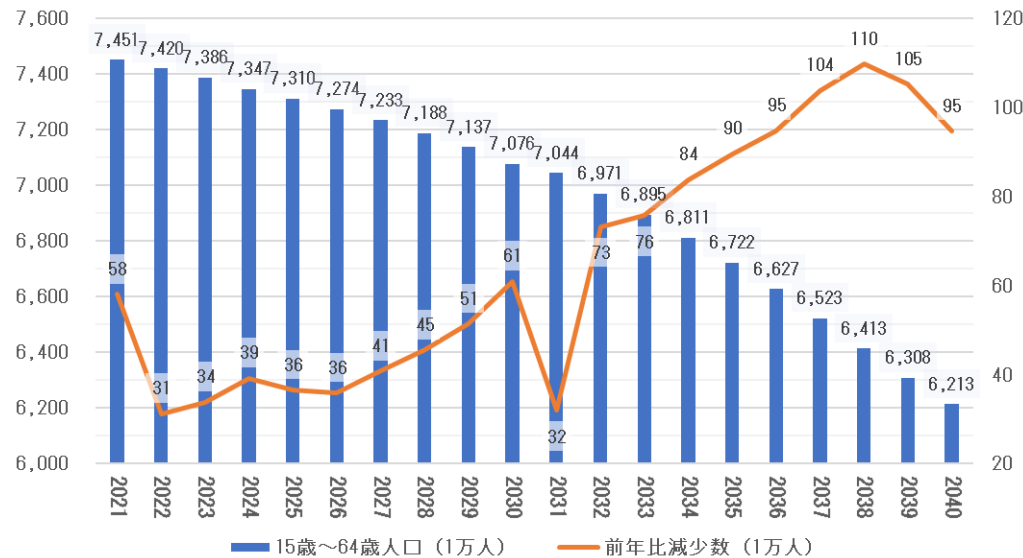
②公共施設の老朽化

⇒ 改修需要の増大

日本の生産年齢人口(15～64歳)は、20年間で1,200万人減少し、1年当たりの減少ペースは、2030年までの10年間は平均43万人、2030年以降の10年間は平均86万人と、倍速になる見込み。

高度経済成長期に集中的に整備された公共施設が一斉に更新時期を迎えていく。

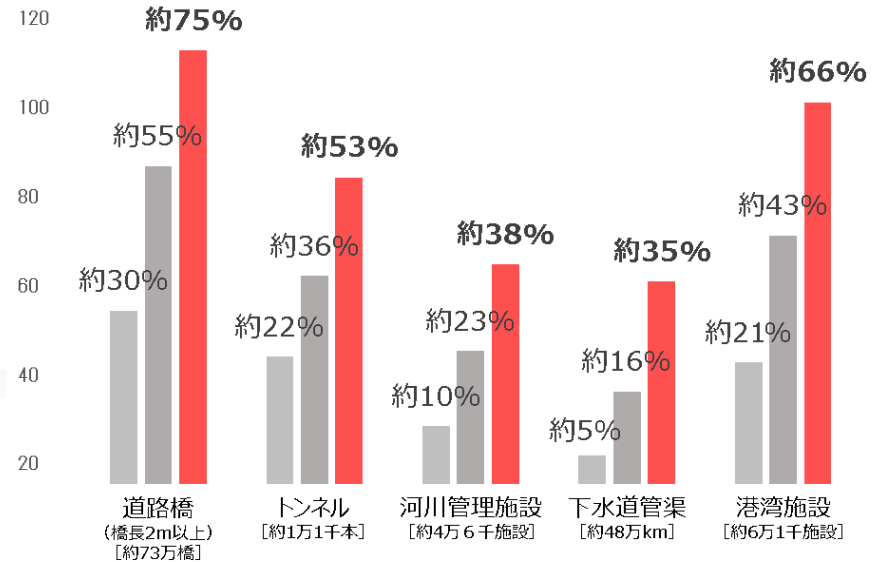
生産年齢人口の推計



出典:国立社会保障・人口問題研究所資料を基に作成

建設後50年以上経過する施設の割合

■ 2020年3月 ■ 2030年3月 ■ 2040年3月



出典:国土交通省総合政策局資料

地域のにぎわい創出、老朽化や防災等の地域課題に対応

- ・**地方自治体** : 長期契約や一括発注、性能発注による歳出の効率化
- ・**住民** : 民間のノウハウ・柔軟な創意工夫を生かした住民サービスの向上
- ・**地域企業** : ビジネス機会の拡大等を通じた利益の創出

三方よし

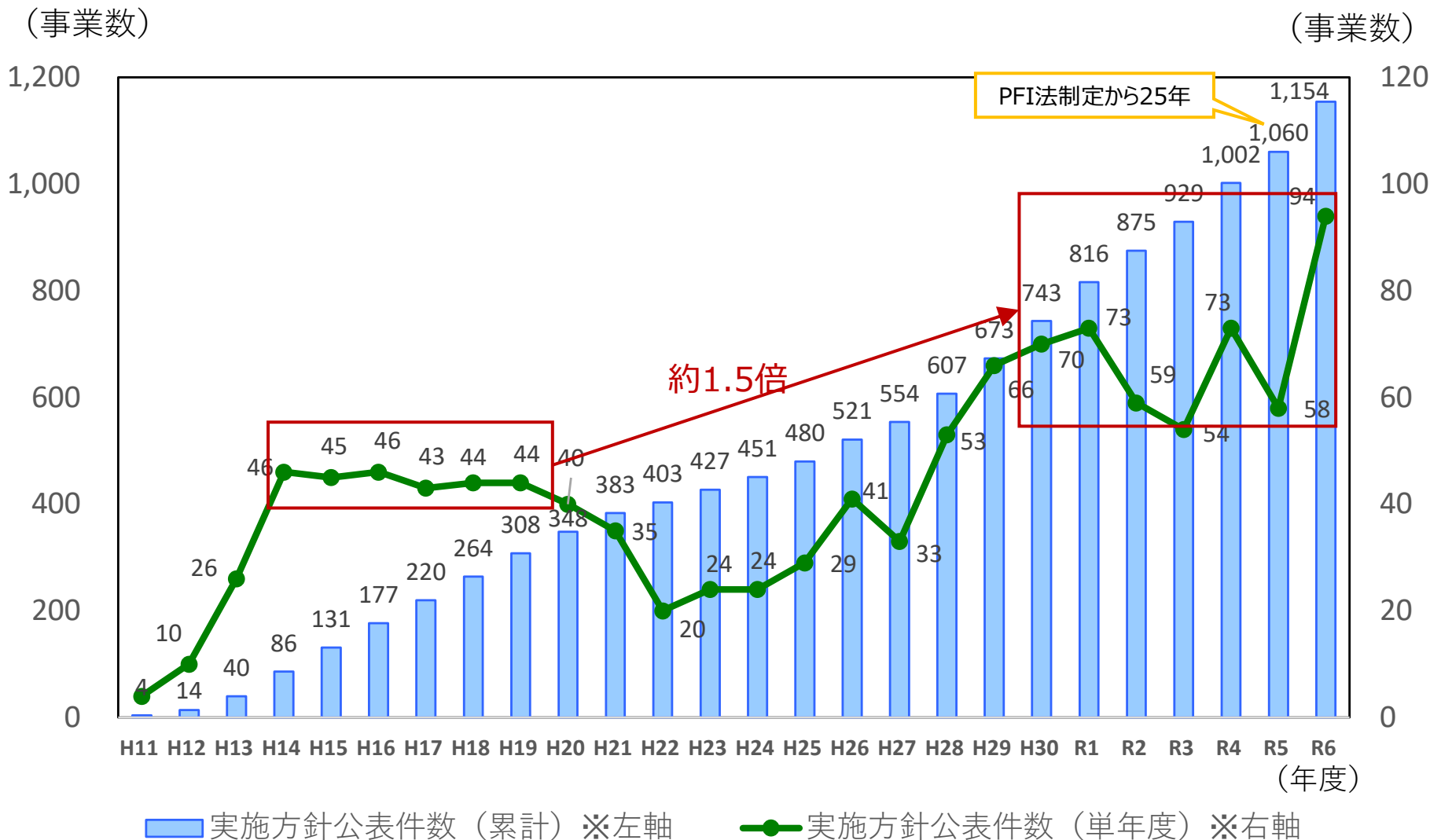
PPP (Public Private Partnership) : 民間の力を公的サービスに有効活用する事業 (指定管理者制度、包括的管理委託等)

PFI (Private Finance Initiative) : PPP (官民連携事業) のうち、PFI法に基づく「民間資金等活用事業」

PFI事業数の推移

○令和6年度に実施方針を公表したPFI事業数は94件。

○平成11年度から令和6年度までに実施方針を公表した累計のPFI事業数は1,154件。



（注1）事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

1 PPP/PFIの必要性等

2 アクションプランの改定(令和7年6月4日)等

3 内閣府の支援制度等

PPP/PFI推進アクションプランの進捗状況

- 30年間続いたコストカット経済から脱却し、社会的課題の解決と成長型経済をけん引する手段として、PPP/PFIを更に積極的に推進していく必要。
- アクションプランに掲げる2つの目標（事業規模目標及び重点分野における事業件数10年ターゲット）は順調に進捗。

事業規模目標に対する進捗状況

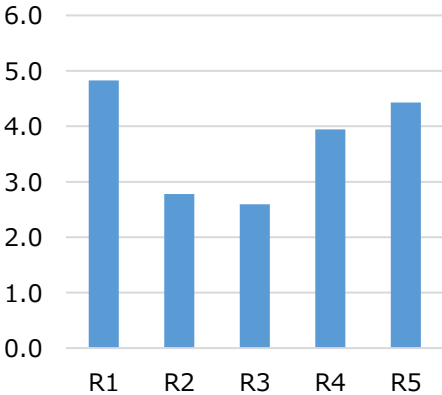
事業規模目標 (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度 (1年目)	令和5年度 (2年目)	合計
30兆円	3.9兆円	4.4兆円	8.4兆円

※合計は小数第2位を四捨五入している関係で差異あり。

事業件数10年ターゲット（件数は累積）

事業件数10年ターゲット (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)
重点14分野 650件	82件 (13%)	146件 (22%)	209件 (32%)

<各年度の事業規模（兆円）>



<内訳>

(単位：件)

分野	事業件数 10年ターゲット	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)	分野	事業件数 10年ターゲット	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)
空港	10	0 (0%)	1 (10%)	3 (30%)	公園	30	3 (10%)	7 (23%)	10 (33%)
水道	100	3 (3%)	5 (5%)	8 (8%)	MICE施設	30	4 (13%)	7 (23%)	7 (23%)
下水道	100	2 (2%)	3 (3%)	12 (12%)	公営住宅	100	16 (16%)	26 (26%)	44 (44%)
道路	60	15 (25%)	26 (43%)	34 (57%)	クルーズ船向け 旅客ターミナル	10	1 (10%)	3 (30%)	3 (30%)
スポーツ 施設	40	8 (20%)	19 (48%)	22 (55%)	公営 水力発電	20	1 (5%)	2 (10%)	2 (10%)
文化・社会 教育施設	35	5 (14%)	11 (31%)	15 (42%)	工業用水道	25	1 (4%)	5 (20%)	10 (40%)
大学施設	40	23 (58%)	31 (78%)	37 (93%)	自衛隊施設	50	—	—	2 (4%)

※事業件数10年ターゲット：令和13年度(R4-R13年度)までの10年間で具体化を狙う野心的な事業件数のターゲット
※具体化：①実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件。

PPP/PFI推進アクションプラン 令和7年改定について

- 地方創生2.0が実現する前提として、持続可能で活力ある地域を構築していくため、**公共施設・インフラが適切に整備・維持・管理されることが必要。**
- 公共施設・インフラの整備・維持・管理を**公共だけで行うことは地域によっては困難となりつつあり、官民連携が必要。**
- このため、**地方公共団体や民間事業者が抱えるPPP/PFIの課題を特定し、その課題の解消に資する取組を行うに当たり、以下を柱とし、アクションプランを改定。**

<主な改定事項>

1. 地方公共団体への支援の強化

- ・ PFI推進機構による伴走支援の強化
- ・ PFI事業の検討開始から事業契約までの期間短縮化・負担軽減
- ・ 分野横断型・広域型PPP/PFIの検討要請
- ・ 地域プラットフォーム未設置道県の解消と取組の底上げ

2. 民間事業者を取り巻く事業環境の改善

- ・ 民間事業者の創意工夫を発揮しやすくする環境整備
- ・ PFI推進機構による地域金融機関へのノウハウ提供
- ・ 物価上昇への継続的・的確な対応

3. 地域課題の解決に資する官民連携の推進

- ・ スモールコンセッションの推進
- ・ LABVの普及啓発

4. フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進

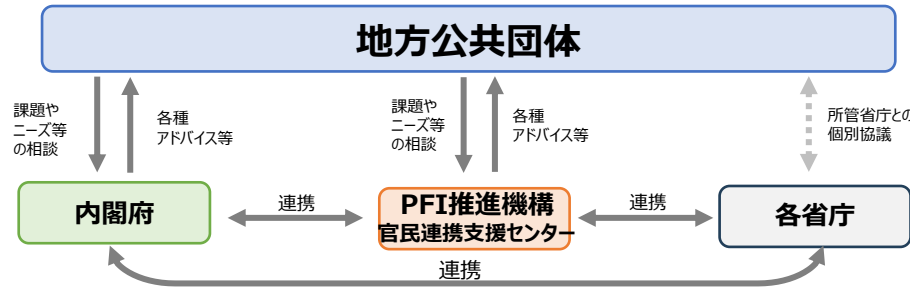
- ・ フェーズフリーの視点を取り入れた公共施設等の事例を収集し、地方公共団体や民間事業者へ横展開
- ・ 平時を中心とした地方公共団体所有のキッチンカーの活用可能性の研究

5. 令和7年改定における各分野の主な取組

1. 地方公共団体への支援の強化

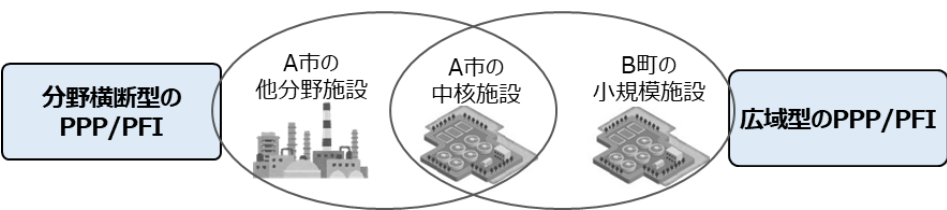
○地方公共団体がPPP/PFIに取り組んでいくための課題として、【課題1】PPP/PFIに関する知識・経験・ノウハウ不足、【課題2】手続等が煩雑で、検討期間が長く、PPP/PFIを敬遠、【課題3】小規模PPP/PFI事業には民間事業者が関心を示さない、【課題4】民間事業者との接点が少ない等が挙げられる。

【課題1】への対応策
⇒PFI推進機構による伴走支援の強化



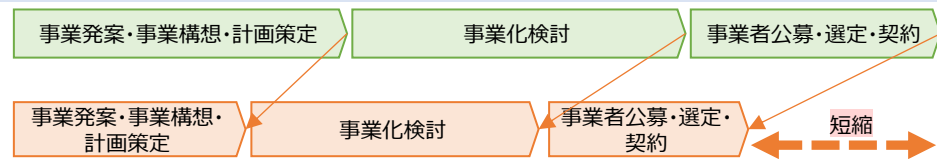
- ① PFI推進機構の支援体制の強化や地方公共団体へのフォローアップ、連携強化等による、コンサルティング機能の継続的な実施
- ② VFMの作成支援、アドバイス 等

【課題3】への対応策
⇒分野横断型・広域型PPP/PFIの検討要請



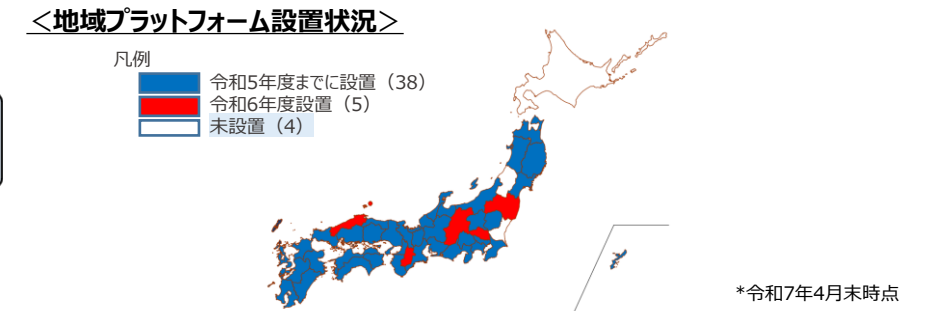
- ① 本年3月公表の「分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引」による、地方公共団体等に対する普及啓発
- ② 総務省と連名で「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」の改定に関する通知を发出し、分野横断型や広域型のPPP/PFIを検討するよう地方公共団体に要請

【課題2】への対応策
⇒PFI事業の検討開始から事業契約までの期間短縮化・負担軽減



- ① 事例を踏まえて検討の期間短縮・手続の効率化ができるポイントをマニュアルとして令和7年度末を目途に作成・公表
- <検討項目の例>
- 事業発案・事業構想・計画策定の最適化
 - 導入可能性調査等の短縮・適正化
 - 審査手続・質疑対応等の最適化
 - 庁内体制における工夫
 - 議会对応 等

【課題4】への対応策
⇒地域プラットフォーム未設置道県の解消と取組の底上げ



- ① 官民連携の場である地域プラットフォーム未設置都道府県（4道県）に対して、国土交通省・機構と連携しトップセールスを実施
- ② 令和7年度創設の運営支援事業により、運営上の課題解決のための伴走支援を実施

2. 民間事業者を取り巻く事業環境の改善

○民間事業者がPPP/PFIに取り組んでいくための課題として、【課題1】創意工夫を発揮しづらい、【課題2】地域金融機関のプロジェクトファイナンス経験不足による融資難、【課題3】物価上昇等が挙げられる。

【課題1】への対応策
⇒民間事業者の創意工夫を発揮しやすくする環境整備

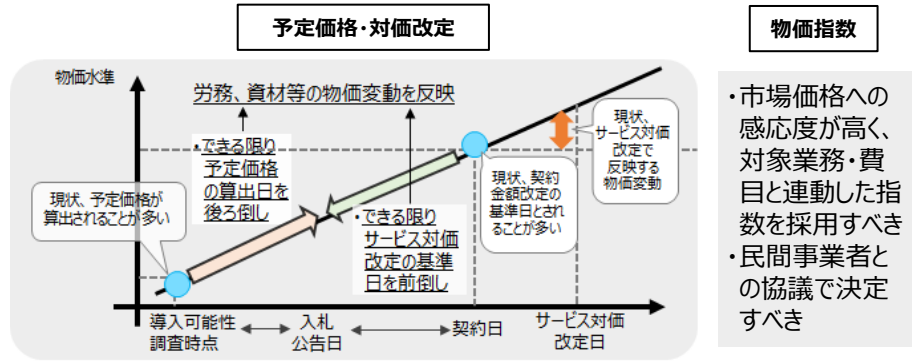
- ① 民間提案ガイドラインの改定・周知
 - ・公共側の提案に係る情報・ノウハウの保秘の取扱いの明確化
 - ・民間からの提案を促進するための公共側の持つ情報の電子化の推進
- ② 専門家派遣制度による支援の推進
 - ・民間事業者からの提案を促進するため、地方公共団体の環境整備を後押し
＜環境整備の例＞
 - 提案受付の統一的な窓口設置や事業リストの公開
 - 提案を受けた際のインセンティブ付与（加点措置等）
 - 提案内容の審査体制の整備（委員選定等）
- ③ 指標連動方式の基本的考え方の改定・周知
 - ・指標連動方式と類似する方式（業績連動方式、成果連動型民間委託契約方式等）との違いや、指標連動方式に近い仕組みを導入している事例を整理し、指標連動方式の基本的考え方を令和7年6月25日付で改定
- ④ 手続の効率化マニュアル作成・公表
 - ・事例を踏まえて検討の効率化・期間短縮ができるポイントをマニュアルとして令和7年度末を目途に作成・公表
＜検討項目の例＞
 - 過大な手続（小規模地方公共団体の事業における競争的対話等の削減
 - 事業者公募に対して、民間事業者が作成する提案資料等の削減
- ⑤ 既存SPCによる新たなPPP/PFI事業の受託検討
 - ・分野横断型・広域型事業における既設SPCの活用について、地方公共団体、民間事業者、金融機関ごとの課題等を整理し、案件形成を進めるための支援を検討

【課題2】への対応策
⇒PFI推進機構による地域金融機関へのノウハウ提供

- ① PFI推進機構の活用等を通じて、地域金融機関におけるPPP/PFI事業に関する取組を促進
 - ・地域金融機関向けのプロジェクトファイナンス実務に係る研修の実施
 - ・地域金融機関の負担軽減を目的とした融資契約書等の参考例を令和7年度中に作成し、順次提供

【課題3】への対応策
⇒物価上昇への継続的で的確な対応

＜令和6年6月の改定ガイドラインの内容＞



- ① 令和7年各種ガイドライン等の改定・周知
 - ・サービス対価改定の基準時点をあらかじめ実施方針等に明示する必要性を記載。
 - ・採用する物価指数の扱いに係る留意事項についての記載。
 - ・施設整備における全体スライドに係る記載の追加。
- ② 令和7年度中にPPP/PFI事業を実施中又は実施を検討中の地方公共団体等を対象に実態調査を実施

3. 地域課題の解決に資する官民連携の推進

- 誰もが安心して住み続けられる地方を構築するため、地方公共団体が抱える課題の解決に資する官民連携手法の構築・改善が必要。
- 地方公共団体が抱える課題として以下が挙げられる。
 - ・【課題1】廃校や古民家等の遊休化した公的施設が増加している
 - ・【課題2】小規模官民連携事業の手続が事業規模に比して負担が大きいとの声がある
 - ・【課題3】活用策が決まっていない公有地を複数所有するケースが多い

【課題1】、【課題2】への対応策 ⇒スモールコンセッションの推進

スモールコンセッション

○廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家の活用について、民間事業者の創意工夫を最大限にいかした小規模な官民連携事業を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組。



旧荻田家付属町家群を活用した公共施設等運営事業 (岡山県津山市)

- 重要伝統的建造物群保存地区に立地する伝統的建造物に指定されている寄付された町家群を、付加価値の高い宿泊施設として整備・運営。



吉川小学校跡地の公共施設等運営事業 (福岡県宮若市)

- 旧小学校校舎棟を民間企業のAI開発センターとして活用するほか、グラウンド、体育館に農業観光振興センターと地産地消レストランを整備。

- ① **スモールコンセッションプラットフォーム(※)を活用した機運醸成や官民のマッチングに向けたイベントの開催、セミナーや各種情報発信**
(※) 令和6年12月設立。1,038者が参画(令和7年4月24日時点)。民間企業429、地方公共団体249、その他360。
- ② **「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を改定(スモールコンセッションを明記)し、小規模な事業へのPPP/PFIの導入を促進**
- ③ **市町村への専門家派遣や、地域の先導的な取組への支援等を通じたモデル事例の創出と効果的な横展開**
- ④ **手続負担の少ないスモールコンセッションの実践**

【課題3】への対応策 ⇒LABVの普及啓発

LABV (Local Asset Backed Vehicle)

- 地方公共団体等が土地等を現物出資、民間事業者が資金出資を行って設立する**官民共同事業体**をいう。
- LABVを活用し、複数の開発プロジェクトを連鎖的に実施している事例がある。

- ① 山陽小野田市のLABV事例を基にした解説書を令和7年6月25日公表



複数の公有地等が対象

4. フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進

- 「フェーズフリー」とは、平常時と災害時の境界をなくし、平時の生活を充実させることで災害時の生活も充実させるという考え方。
- 自然災害等が激甚化・頻発化し、財政状況がひっ迫する中、公共施設等の整備に当たってもフェーズフリーの視点を取り入れ、地域活性化と災害対策の両立を図ることが必要。
- フェーズフリーを推進するに当たって、具体的には以下の課題が挙げられる。
 - ・【課題1】公共側の発想だけでは難しく、官民連携による新たな発想・取組が求められる
 - ・【課題2】官民連携による取組を試行し、課題や改善点を洗い出すことが求められる

【課題1】への対応策

⇒フェーズフリーの視点を取り入れた公共施設等の事例を収集し、地方公共団体や民間事業者へ横展開

- ① フェーズフリーの視点を取り入れ公共施設等を整備した事例を調査し、ポイント、留意点等を整理した上で、**事例集を作成**。
- ② 地方公共団体や民間事業者に横展開し、公共施設等の整備におけるフェーズフリーの視点及びメリットを訴求。

フェーズフリーの視点を取り入れた公共施設の整備事例

道の駅くるくる なんと（徳島県鳴門市）



出所：道の駅くるくる なんと、鳴門市公式観光サイト～NARUTO～

- 日常時** 恒常的な賑わい創出、地域の魅力発信、認知度向上 等
- 非常時** 避難場所提供、備蓄食料供給 等

小清水町防災拠点型複合庁舎 ワタシノ（北海道斜里郡小清水町）



出所：小清水町防災拠点型複合庁舎「ワタシノ」プレスリリース（小清水町HP）

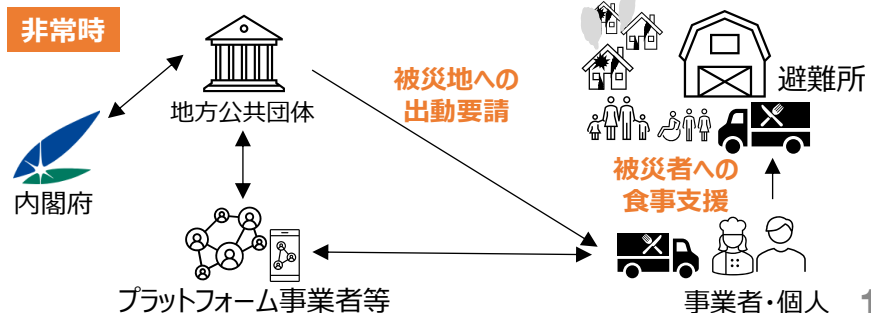
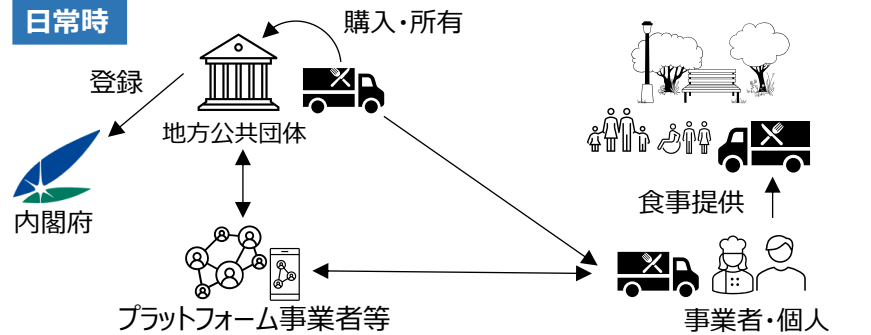
- 日常時** 交流・賑わい創出、地域活性化 等
- 非常時** 避難場所提供、炊き出し、衛生環境の確保 等

【課題2】への対応策

⇒平時を中心とした地方公共団体所有のキッチンカーの活用可能性の研究

- ① 地方公共団体が防災目的に所有するキッチンカーは、日常時に収益性のある活用が進まず、維持管理費が負担になるおそれ。
- ② 民間ノウハウを活用し、**日常時の負担軽減と、非常時の迅速な支援**を可能とする連携体制を防災部局等と連携し研究。

地方公共団体所有キッチンカーの活用スキーム（イメージ）

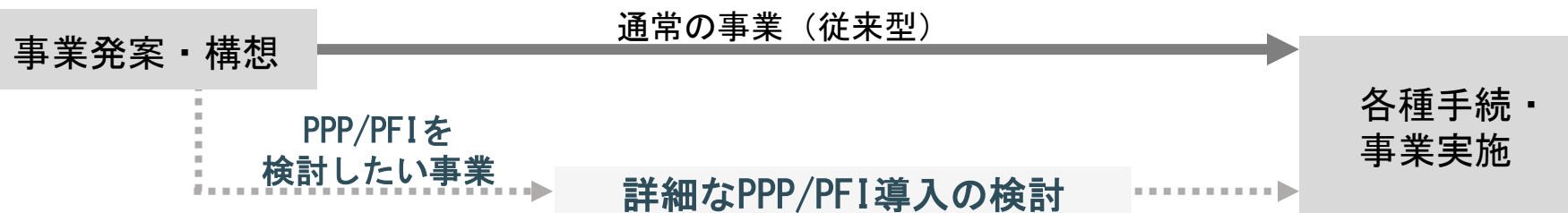


優先的検討規程とは

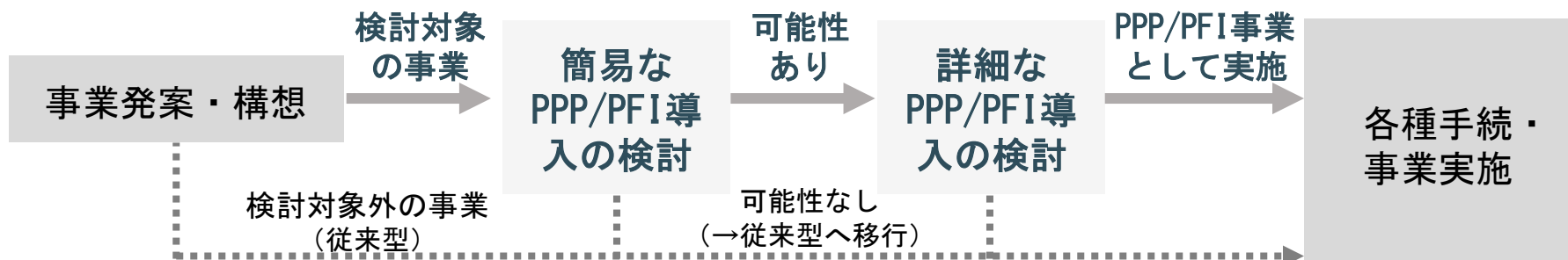
「優先的検討規程」とは、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、**多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、従来型手法に優先して検討すること**を定める規程

- 地方公共団体等が、国が定める「優先的検討指針」に基づいて策定
※対象事業の基準（事業規模等）や検討の手続など、地方公共団体等の状況を踏まえて独自に規定
- 対象となる事業について、従来手法よりも効率的・効果的な実施手法（PPP/PFI等）がないか検討することを原則と定めるルール
- PPP/PFIの導入効果を簡易的に検討する方法や、具体的な手続をまとめたガイドライン

従来の検討



優先的検討



II. 多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針の改定の概要

地方公共団体におけるPPP/PFI事業の実施状況や優先的検討規程の策定状況等を踏まえ、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（令和3年改定版。以下「優先的検討指針」という。）について、（1）優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象を拡大、（2）分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進及び（3）地域人材の育成、地域資源の活用、地域企業の参画・取引拡大・雇用機会創出、にぎわい創出、カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化、防災・減災など地域経済・社会に対し公共サービス水準の向上、経済的価値の向上及び社会的価値の向上の観点から民間事業者が創出する多様な効果（以下単に「多様な効果」という。）の評価の促進に関する事項を追記するとともに、（4）対象事業の基準の柔軟な設定を可能とすることで、PPP/PFIの更なる推進を図る。

（1）優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象を拡大

優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の人口について「10万人以上」を「5万人以上」とすることで、地方公共団体におけるPPP/PFIの更なる導入促進を図る。

（2）分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進

優先的検討の開始時期において分野横断型・広域型PPP/PFIの検討を促進することを追記することで、分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進を図る。

（3）多様な効果の評価の促進

優先的検討における簡易な検討及び詳細な検討の評価基準に多様な効果の評価を促進することを追記することで、PPP/PFIの更なる導入促進を図る。

（4）対象事業の基準の柔軟な設定

優先的検討の対象事業の基準が「事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業又は単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業」とされているところ、事業規模が当該基準を下回る公共施設整備事業を行う場合に柔軟に設定できるよう修正することで、PPP/PFIの更なる導入促進を図る。

※参考：改定内容とその理由

番号	改定内容	改定する理由
（1）	優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象を拡大	・人口10万人未満の地方公共団体におけるPFI事業の増加 ・優先的検討規程を策定している人口10万人未満の地方公共団体の増加
（2）	分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進	・分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進（アクションプラン） ・分野横断型・広域型の案件形成（骨太の方針2024）
（3）	多様な効果の評価の促進	・コストカット型経済からの脱却（アクションプラン）
（4）	対象事業の基準の柔軟な設定	・コストカット型経済からの脱却（アクションプラン） ・スモールコンセッションの普及・促進（骨太の方針2024）

1 PPP/PFIの必要性等

2 アクションプランの改定(令和7年6月4日)等

3 内閣府の支援制度等

地域プラットフォーム

- 地域の行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話等の情報交換の場となる「**地域プラットフォーム**」を設置
 - ⇒地域の関係者の**PPP/PFIに対する理解度の向上**
 - ⇒地域の多様な事業分野の民間事業者の**企画力・提案力・事業推進力の向上**や**その能力を活用した案件の形成を促進**

地域プラットフォームの機能

➤ 普及啓発・人材育成機能

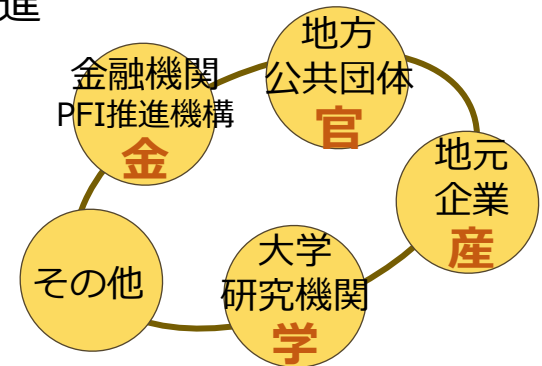
- ・ PPP/PFIの基礎的な内容や事例研究等について**セミナーを開催**
- ・ 自治体職員に対し、具体的な案件形成ができる**人材育成**を推進

➤ 情報発信・官民対話機能

- ・ 具体のPPP/PFI候補案件について、**行政からの情報提供のうえ官民対話等を実施**、事業化に向け次段階へ推進
- ・ 案件の市場性の有無、事業のアイデア
- ・ 民間事業者の参入意向や参入条件 等の意見聴取

➤ 交流機能

- ・ 地元企業によるコンソーシアム組成を容易にする**異業種間のネットワークの構築**



全国のPPP／PFI地域プラットフォーム

○PPP/PFI地域プラットフォームとは、地域の行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話等の情報交換の場である。

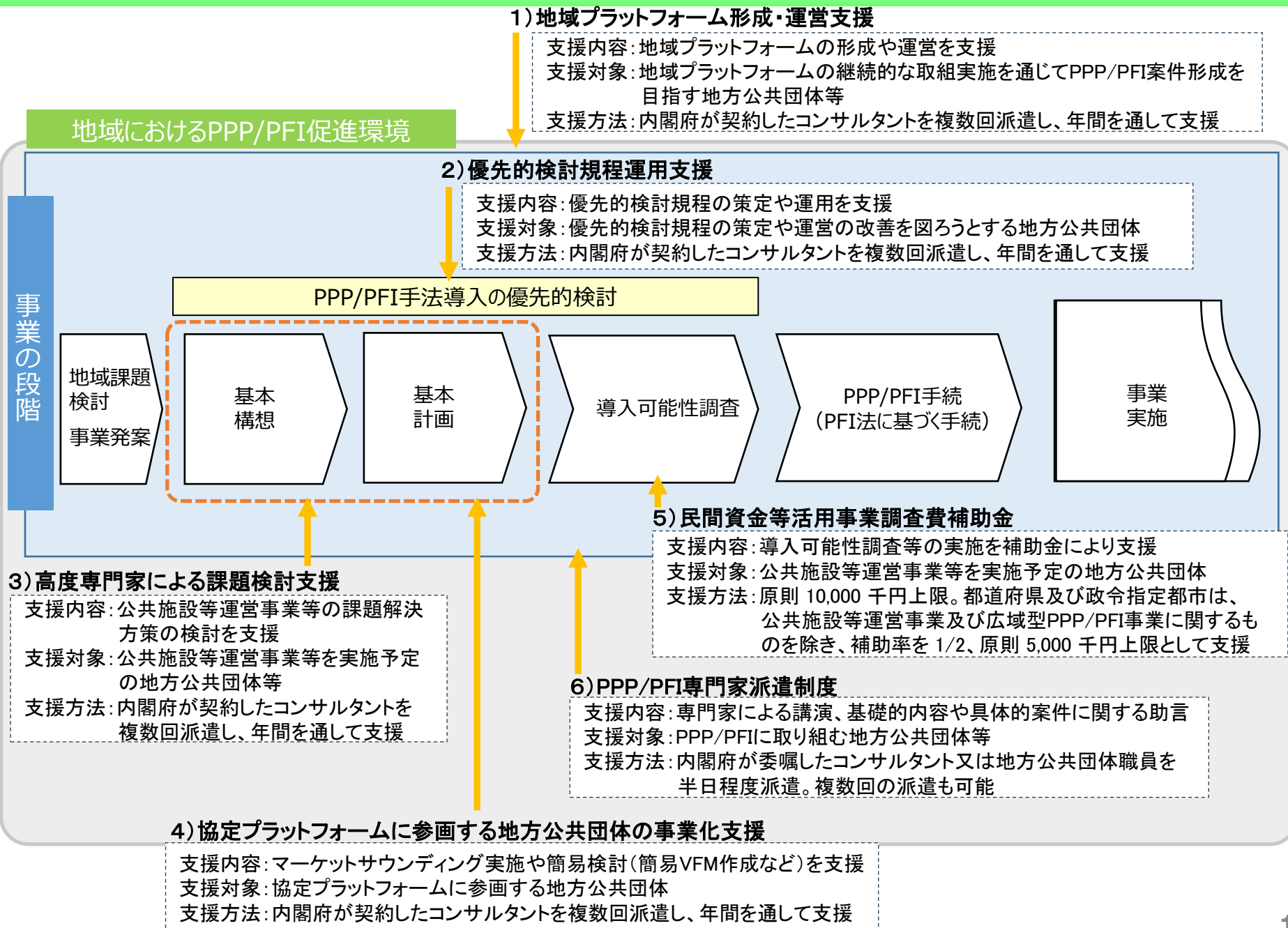
○協定を結んでいないPPP/PFI地域プラットフォームを含めると、**全国で53のPPP/PFI地域プラットフォームが設置されている。**

No.	地域プラットフォーム協定先	No.	地域プラットフォーム協定先	No.	地域プラットフォーム協定先
1	川崎市PPPプラットフォーム	19	熊本市公民連携プラットフォーム	37	ふくしまPPP/PFI地域プラットフォーム
2	横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム	20	宮崎県・地域PPPプラットフォーム	38	埼玉県PPP/PFI地域プラットフォーム
3	とやま地域プラットフォーム	21	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム	39	千葉県PPP/PFI地域プラットフォーム
4	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム	22	やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム	40	長野県PPP/PFI地域プラットフォーム
5	ふくい地域プラットフォーム	23	静岡県官民連携実践塾	41	奈良県PPP/PFI地域プラットフォーム
6	ぎふPPP/PFI推進フォーラム	24	佐世保PPPプラットフォーム	42	島根県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
7	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム	25	おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム	No.	地域プラットフォーム非協定先
8	みえ公民連携共創プラットフォーム	26	あおもり公民連携事業研究会	A	習志野市公共施設再生プラットフォーム
9	淡海公民連携研究フォーラム	27	かがわPPP/PFI地域プラットフォーム	B	浜松市官民連携地域プラットフォーム
10	京都府公民連携プラットフォーム	28	あきた公民連携地域プラットフォーム	C	神戸市産官学金連携フォーラム
11	和歌山県官民連携プラットフォーム	29	群馬県PPP/PFIプラットフォーム	D	岡山PPP交流広場
12	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム	30	横浜PPPプラットフォーム	E	福岡PPPプラットフォーム
13	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム	31	福山市公民連携事業推進プラットフォーム	F	もりおかPPPプラットフォーム
14	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	32	愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム	G	相模原市PPP/PFI地域プラットフォーム
15	徳島県PPP/PFIプラットフォーム	33	宇都宮PPP/PFI地域プラットフォーム	H	たま公民連携PPP・PFIプラットフォーム
16	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム	34	にいがたPPP/PFI研究フォーラム	I	泉州地域PPP/PFIプラットフォーム
17	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	35	岡崎市SDGs公民連携プラットフォーム	J	みやぎ広域PPPプラットフォーム
18	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム	36	鹿児島県PPP/PFI地域プラットフォーム	K	九州FG PPP/PFIプラットフォーム

(注1) 協定を結んでいないPPP/PFI地域プラットフォームについては、内閣府が把握しているもの。

(令和7年4月1日現在)

PPP／PFI推進に活用できる支援制度

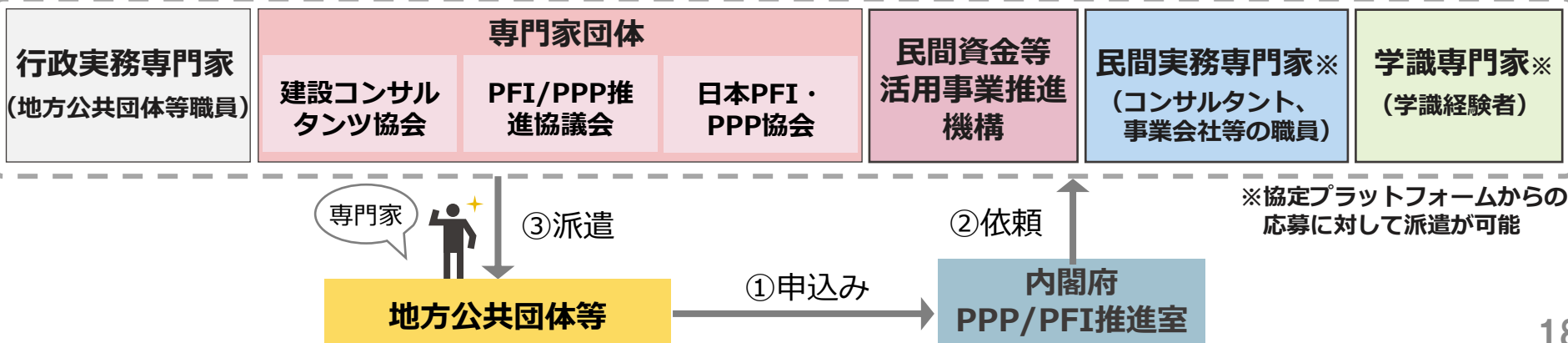


6)PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和6年度末までに延べ585件。
- 令和7年度より、内閣府及び国土交通省と協定を結んでいる地域プラットフォーム（以下、「協定プラットフォーム」という。）事務局からの依頼に応じて派遣できる専門家を拡充。

【制度の概要】

- 地方公共団体等からの依頼内容に応じて適切な専門家を選定し、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）。
- 通年で申込を受付けており、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担。
- 専門家の派遣は、行政実務専門家（地方公共団体等職員）、専門家団体（コンサルタント等）、民間資金等活用事業推進機構の中から選択が可能。協定プラットフォームからの応募の場合、民間実務専門家名簿又は学識専門家名簿に記載された専門家からの選択も可能。
- 専門家は、専門的な立場から、講演、事業手法に関する助言等を実施。
（PPP/PFI事業に係る依頼内容の例）
 - ・ 制度概要、事例紹介、事業推進方法等に関する講演
 - ・ 事業の案件形成、庁内推進体制の構築や検討ルールを整備、予算対応、議会对応、庁内合意形成に関する相談
 - ・ 金融、ファイナンスに関する相談
 - ・ 地域プラットフォームの形成・運用、優先的検討規程の策定・運用に関する相談
 - ・ 首長、地方議会の理解促進等を図る取組に関する相談
 - ・ 民間提案制度に係る受け入れ体制構築・インセンティブ付与方法・審査方法に関する相談



地方議会の理解促進等を図る取組へのPPP/PFI専門家派遣制度の活用事例

- 日野市議会事務局より**PPP/PFI専門家派遣制度を活用したいとの依頼**があり、**日野市議会議員が参加するPPP/PFI研修に日本PFI・PPP協会の植田会長を専門家として派遣した。**
- 研修では、植田会長より「PPP/PFI 推進の必要性・メリット」について講義してもらうとともに、内閣府から「PPP/PFI推進の最近の動向等」について説明し、その後、意見交換を実施した。
- 受講者した議員の約96%が「研修は有意義だった」と事後アンケートで回答（回答数22名）**するなど、研修は**地方議会議員のPPP/PFIに関する理解度向上につながった。**

研修の内容と開催状況

日 時：令和6年10月24日(木)13時30分～15時30分
場 所：日野市議会本会議場
受講者：日野市議会議員23名、日野市職員 5 名

(研修内容)

1. PPP/PFI 推進の必要性・メリット（講義）
講師：特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会
会長兼理事長 植田 和男氏
2. PPP/PFI推進の最近の動向等（講義）
講師：内閣府民間資金等活用事業推進室
企画官 鈴木 祥弘
3. 質疑応答・意見交換



▲ 植田会長の講義状況



▲ 内閣府の講義状況

主な意見交換の内容

(質問) 市役所の組織内にPPP/PFIに関する専門知識やノウハウを蓄積する有効な方法をアドバイスいただきたい。

講師の回答

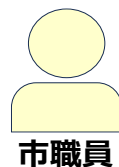
- ・案件ごとの担当者だけでなく、PPP/PFIの担当課にノウハウ等が蓄積される仕組みづくりが必要。
- ・行政は従来業務の延長線上で仕事する性質があるため、例えば、公共施設マネジメント課などに組織名を変更し、それと同時に新たなミッションを付加するのが有効である。

研修後の受講者の声



市議会議員

- ・PPP/PFIの基礎的な考え方や先進事例を知ることができて有意義だった。
- ・手法ではなくまず課題に着目し、どのような手法が活用できるか検討することが大切だとわかった。



市職員

- ・行政と議会の目線を合わせという意味で有意義だったと思う。
- ・この取組により、PPP/PFIについての議会でのやりとりがよりスムーズになるのではないかな。

PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します

連絡先：内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655（直通）

○問い合わせいただいている主な質問の例

1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇（例：学校空調整備）を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇（例：温泉施設）はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

4. PPP/PFI優先的検討規程

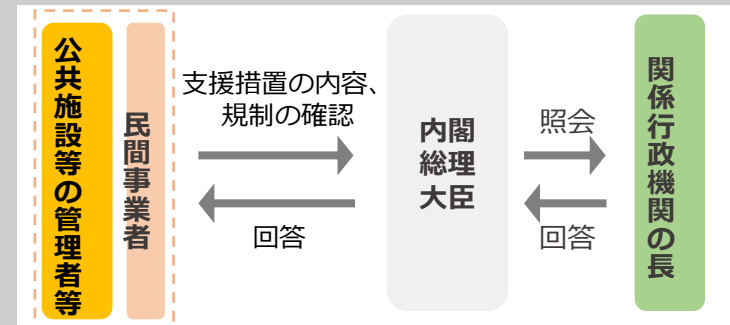
- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



PFI事業基礎データベースの公表(令和7年2月)

OPFI事業促進を目的として、情報を一元化したPFI事業基礎データベースを公表。
(令和6年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったもの。)



English

Q

検索

内閣府の政策 組織・制度 広報・報道 活動・白書等 情報提供

民間資金等活用事業推進室
(PPP/PFI推進室)

PPP/PFI推進に向けた施策 PPP/PFI事例集 マニュアル・関連リンク よくある御質問
株式会社民間資金等活用事業推進機構

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室) > 各種PFI情報 > PFI事業情報

PFI事業情報

PFI事業 基礎データベース

PFI事業促進を目的として、情報を一元化し、「PFI事業 基礎データベース」を作成しました。

掲載している情報は、令和6年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったものです。

データ項目(例)

- ・事業分野
- ・事業手法
- ・事業スケジュール
- ・事業者(代表企業、構成企業等)
- ・契約金額
- ・VFM 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyoyou/jigyoyou_index.html

① PFI事業 基礎データベース(Excel形式:363KB) 図

①事業名・事業主体			③事業内容												
項番	1-1. 事業名	1-2. 事業主体	2-1 管理者種別	2-2 自治体コード	3-1. 事業地点	3-2. 施設用途(主)	3-3. 事業分野(主)	3-4. 施設用途②	3-5. 事業分野②	3-6. 施設用途③	3-7. 事業分野③				
338	中央合同庁舎第8号館整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当				
762	内閣府新庁舎(仮称)整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当				
④事業の特徴(事業手法・他の事業手法・事業者の収入)					⑤事業の経過・スケジュール							⑥事業者(落札者)			
4-1. 事業手法	4-2. PFI方式以外の事業 手法の有無・内容	4-3. 事業者の収入① サービス対価(発注 者からの対価)	4-4. 事業者の収入② 利用者等からの収入 (要求水準として内 容指定) ※利用料収入、用 途指定の利便施設 等	4-5. 事業者の収入③ 利用者等からの収入 (任意)	4-6. 任意事業の内容	5-1. 実施方針(案)/ 実施方針公表日	5-2. 特定事業選定日	5-3. 契約締結日	5-4. 供用開始日	5-5. 契約終了日	5-6. 運営権開始日	5-7. 運営権終了日	6-1. 事業者 (代表企業)	6-2. 事業者 (その他構成企業)	6-3. 事業者 (協力企業)
・BTO	・行政財産の使用 許可	○	○	×	非該当	2009/4/13	2009/6/16	2010/2/17	2014/4/1	2024/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平洋ビルサービス株式会 社 ・東日本電信電話株式会 社	・株式会社日建設計 ・東日本電信電話株式会 社
・BTO	・行政財産の使用 許可	○	○	×	非該当	2019/11/25	2020/4/6	2021/1/29	2025/10/1	2040/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平洋ビルサービス株式会 社 ・東日本電信電話株式会 社	・株式会社日建設計 ・株式会社ニッコントラス ム

国による支援事業の公表(令和7年6月)

○内閣府および関係省庁では地方公共団体等におけるPPP/PFIの導入と案件形成を促進するため各種支援事業を実施している。各府省庁の支援事業周知を目的として、支援概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を公表。
(※各支援事業により、通年または特定の時期の実施、今年度当初予算では計上されていないなどがある。)



内閣府
Cabinet Office

- English
- 検索
- 内閣府の政策
- 組織・制度
- 広報・報道
- 活動・白書等
- 情報提供

国による支援事業

内閣府のみならず関係省庁のPPP/PFIに係る支援事業について更なる周知を図りPPP/PFIの導入促進と案件形成を一層促進する目的から、各府省の支援事業概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を作成しました。積極的にご活用いただき、更なるPPP/PFI導入と案件形成の促進に役立てていただければと存じます。
※各支援事業については、通年で実施するもの、特定の時期に実施する、今年度当初予算では計上されていないものがそれぞれありますので、各支援事業の詳細については担当府省庁にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

1. [令和7年度 国による支援事業の概要\(PDF形式:349KB\)](#)
2. [令和7年度 国による支援事業リスト\(Excel形式:44KB\)](#)

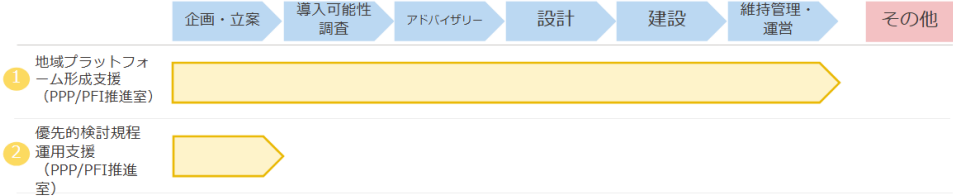
データ項目 (例)

- 支援対象
- 支援対象とする事業段階
- 支援内容 (概要、補助率等)
- 問合せ先 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html

国による支援事業の概要 (内閣府) 1/2

令和7年5月30日現在



番号	府省庁	事業名等	支援対象		支援対象とする事業段階							
			支援対象者	事業分野/対象施設	全般	企画・立案	導入可能性調査	アドバイザー	設計	建設	維持管理・運営	その他
1	内閣府	地域プラットフォーム形成支援	・ 地方公共団体等 ・ 地方公共団体等を構成員として含む構成体	・ 特になし	○							

支援内容				問合せ先		
補助率等	概要	URL	担当部署・課	電話番号	e-mail (任意)	
内閣府が費用を負担	・ 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の形成や運営を年間を通して支援	https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html	内閣府民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI推進室)	03-6257-1655		

ご清聴ありがとうございました。



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655
FAX : 03-3581-9682
URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

